

第5回 芦屋市環境処理センター施設整備基本計画検討委員会 会議録

日時：令和5年5月29日（月）

午後1時～午後2時45分

場所：環境処理センター会議室

○事務局（山城） 委員の皆様が発言につきましては、お名前の入った会議録として、市役所1階行政情報コーナーと本市ホームページにより公開となりますので、御了承ください。

○浦邊委員長 それでは、次に、傍聴者について御報告をお願いいたします。

○事務局（山城） はい、1名の傍聴の希望者の方がございます。お入りをいただきたいと思っております。 <傍聴者 入室>

改めまして、ただいまから第5回芦屋市環境処理センター施設整備基本計画検討委員会を開催いたします。私は本日、司会進行をさせていただきます環境施設課の山城です。よろしくお願いいたします。

傍聴者の方にお願いがございます。先ほどお配りをしました資料に傍聴時における遵守事項がございます。御一読をいただきまして、会議の進行に御協力をお願いいたします。

それでは、浦邊委員長様、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○浦邊委員長 はい、分かりました。それでは早速議事に入りますが、本日の会議の成立の状況について御報告をお願いいたします。

○事務局（山城） 本日の会議は、委員8名中、事前に欠席の御連絡をいただいている金子委員を除きまして7名の出席を得ており、委員過半数の出席がございますので、同要綱第6条第2項により、この会は成立をしております。

また、本市の4月1日の人事異動により、2名の委員に交代がありましたので紹介をさせていただきます。まず、西田委員の後任で、河野委員です。

○河野委員 河野と申します。この4月から技監を拝命しています。よろしくお願いいたします。

○事務局（山城） 続きまして、辻委員の後任で島津委員です。

○島津委員 都市政策部長の島津です。よろしくお願いいたします。

○事務局（山城） なお、事務局については、変更等はございません。

○浦邊委員長 では、早速議事進行したいと思いますが、次第2の1についての説明事項について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局（尾川） 説明の前に、一つ説明をさせていただきたいと思っております。

皆さん御存知のように市長が代わりました。この焼却炉の施設は単独整備で考えていますが、マニフェストで広域化というのを標榜されてきています。勿論、市長ともいろいろ協議をしていますが、実際、広域化というのは市民にとっても環境面においてもメリットが多々ございます。ただ、西宮市との一件もありましたように、なかなか成就することが難しいというような面もございます。

単独整備について、令和15年を目標として基本計画の策定を行っていますが、単独整備を止めて、例えば広域化の検討を行うと、広域化が、もし進まない場合、単独整備が遅れ、実際、市民のごみが焼却できないというリスクがございますので、単独整備は、今、粛々と令和15年に向けて進めていきながらも、常に広域化を念頭に置きながら、そちらにシフトすることができるのであればということで考えております。そのため、基本的には単独整備を粛々と進めていくしかないのかと思っております。

今回、こういう少し情勢が変わった状態での会議となり申し訳ございません。ただ、この基本計画検討委員会につきましては、単独整備に向けて進めていくつもりですので、よろしくお願いいたします。

○事務局（荒木） 施設係長の荒木です。第4回委員会の振り返りをさせていただきます。資料1、A3をお願いいたします。

1は、議事概要版の取扱いについて御指摘をいただいた内容です。

次の2、第1回から第3回のまとめをさせていただき、修正箇所としては焼却方式の評価表の総合評価、貯留設備の概要部分がありました。

続いて、3の運営協議会、4、減量等推進審議会からの意見等を報告しております。

次の5、土木建築工事計画として、ごみピット容量の算定、別棟・合棟に関する考え方、構造種別の基本的事項について検討を行っています。

6、多面的価値の創出に関し、分野等を設定し、これまでの整理を行いました。

最後に、7、基本計画策定スケジュールについて、点検、時点修正を行い、第2次でのメーカーアンケートを行うこととした。以上が前回委員会の振り返りとなります。

○浦邊委員長 今、事務局から御説明いただきました。資料1について、何か御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。はい、井上委員、どうぞ。

○井上委員 1、2、3、今、荒木君説明しましたけども、具体的にはちょっと先なんですけども、資料4の安全衛生管理計画のところ、2ページのところでちょっと抵触してるところがありますので、その場所が来ると私なりの発言したいなと思ってます。

○浦邊委員長 資料4の際、もう一度いろいろ御検討をいただくということで、その他、資料1について何かございますか。今まで3回ぐらい開催をしてきて、その振り返りです。

○井上委員 委員長、いいですか。

○浦邊委員長 はい。

○井上委員 今、荒木君説明あったんですけども、3ですね、芦屋市環境処理センター運営協議会、施設計画、多面的価値の創出、それと公害防止計画と。この真ん中のところの多面的価値の創出というところで、屋上を利用した緑の空間や菜園を整備すれば、市民が来所して利用できるという文言があるんですけども、これは不適切かなと思っております。

根拠としましてね、今、スプレー缶だとか、リチウムイオンで非常に火災、神戸市では去年27件、西宮市でも数十件は起こっております。そういう、はっきり言うと、この文章自体は、屋上自体が安全という前提に立つ発想ですので、それはもう的確でない、私はそういうふうには思ってるんです。むしろ、こういう多発化してて、そういったところに市民が、そういう菜園関連を作ると、それなりの人がおった場合、これ管理者責任というか、市長がやられてしまいますので、これはいかがかなと思っております。そこら辺のところを御検討よろしくお願いします。

○事務局（尾川） この多面的価値の創出ということに関しましては、これを実行するというわけではなく、今、国の方からも焼却炉の整備につきましては多面的価値の創出、要するに地元には何かメリットがあるようなことを考えて整備しなさいという指導がございます。それを含めまして、地元の意見をいろいろ頂いています。勿論、現実的ではない意見も多数頂いています。これは羅列させていただいて、費用対効果等を見ながら、どれを選んでいくのかというのをまた考えますので、今はいろいろな意見を挙げて頂いた段階になります。

○井上委員 委員長、いいですか。

○浦邊委員長 はい。

○井上委員 その気持ちはよく分かるんですけどね、市民が来所して利用できるというのは、誘導するというのも含むんですよ。ですから、少なくともこういう屋上は危険なんですよということを明確にして表現されたほうが僕はいいと思いますよ。

○事務局（尾川） 御意見としていただいております。

○大上委員 前回の会議でも、この振り返りの資料の位置付けですとか、時系列のタイミングのことですとか、いろいろ御議論もいただき、意見も申し上げました。つまりは、前回の会議の中で資料を御提示しながら、それぞれの会議から純粹に出た意見を書いています。ただ、井上委員がおっしゃるように、誤解の無いようにということであれば、今回、6の多面的価値の創出ということについて、今後、どういったスケジュール感で、いつぐらいには今までいただいた意見をまとめて、理由をしっかりと吟味して決めていきますよという、そういう辺がこの委員会の中でも共有することによって、委員の御心配もそうですし、事務局の説明のとおり、今の段階ではいただいた御意見をそのまま羅列しているのですというようなところ辺が誤解なく整理できるかなと思いますので、そこら辺は多面的価値の創出を決めていくタイミング、スケジュール感、そういうところも重ねて、繰り返し、会議に先だって共有していければというふうに思います。

○井上委員 委員長、いいですか。

○浦邊委員長 はい。

○井上委員 大上委員が言いましたようにね、そういうことがあれば、安全対策が必要であるとか、安全対策上無理とか、そういう文言を入れたほうがいいと思います。以上の意見で、よろしくをお願いします。

○浦邊委員長 運営協議会は8月と11月。今日の委員会の資料2で、多面的価値の内容があります。先ほど井上委員からもあった資料4と同様、資料2の際に、もう一度この委員会としてどうすればいいのか、こういう留意をしてくださいという、いわゆる運営協議会に意見を言うわけではないので、どういうふうにしたらいいのか、はっきり分からないのですが、議論するというか、意見は次の議題の際にできるのですかね。

○事務局（尾川） 大丈夫です。

○浦邊委員長 そうですか。

○事務局（尾川） はい。

○浦邊委員長 資料2の際、意見・要望・留意事項があれば、我々なりに検討していければと思いますので、その時に、よろしくをお願いします。

○井上委員 分かりました。それと5の土木建築工事計画、具体的には(3)です。プラント施設、これは荒井副委員長にも言っていて、鉄筋コンクリート造り、もしくは鉄骨構造等という形で変更いただきました。それと同じように、管理施設が連動しますので、このところは鉄筋コンクリート構造とし、機密・遮音という形で、それと同じように、変更後、鉄筋コンクリート構造もしくは鉄骨構造等としということで、これ入れていただいておりますので、ぜひこのところを見やすい形でやっていただけたらなど、そういう希望です。

○事務局(尾川) 分かりました。

○浦邊委員長 資料1、その他、何か御意見がございますか。よろしいですか。

それでは、次の資料2、3、他の委員会からの御報告を一括して説明をお願いします。

○事務局(荒木) 資料2、3を一括して説明いたします。

資料2、運営協議会からの意見等です。

多面的価値の創出について、2月7日にグループワークを行い、意見、要望を出していただき、5月19日にこれらをまとめました。これまでも意見等を報告させていただいておりますが、さらに具体的な内容となっています。6つの分野、機能で区分して整備しています。なお、出席者から、これらの整備について先ほど意見がありましたように、必要となる用地や維持管理等の面から現実的に可能なのかといった意見もありましたが、一旦の取りまとめとして、今後、総合的な検討を行っていく旨を説明したところです。

続きまして、資料3をお願いいたします。

廃棄物減量等推進審議会からの意見等です。

プラスチック資源への対応として、プラ分別収集の実施について、審議会で協議等を継続してきたところです。プラの分別収集を実施するか否かについては、資源化施設と焼却施設の整備内容や規模の設定に密接に関連しており、この基本計画の検討を進めていくためにはその方向づけが必要な段階に至っていることから、資料の文章のとおり、諮問を行っています。

先週の23日に開催した審議会において審議が行われ、裏面のとおり、答申をいただきましたので御報告させていただきます。

文面の3行目、プラスチック分別収集に伴う“ごみ排出量削減等の効果”“処理施設の配置・建設”“発電設備の稼働”等が見込まれることから、プラ分別収集に関わる取組は積極的に進める必要があると認識します。

なお、実施に向けては、他自治体等の先進事例、技術革新等に関する動向も踏まえた研究、関係所管部署との協議等を図り、市として効果的、効率的なごみ収集・運搬・処理に関わる方法を総合的に検討すること。

さらに、プラスチック製品のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）促進へ向けた周知啓発に関する取組を進めることとなっています。

したがって、これまでプラの資源化をする、しないの2つのケースを設定し、検討してきましたが、今後はプラを資源化していくという条件の下で詳細検討を進めていきたいと考えております。

○浦邊委員長 資料2、3の他の委員会といたしますか、協議会等の報告がございました。多面的価値の創出についても含まれていますので、この委員会から他の委員会に留意してくださいとか、こうしてほしいとかいうのがあれば、ここで言うことですので、お願いいたします。井上委員。

○井上委員 再度述べますが、この屋上を利用したと、緑の空間とか、この概念なんですけども、下水道系統でしたら別に危険設備ではないので、東京都、荒井副委員長、御存じですけども、家庭菜園やってるんですけども、ごみの焼却というのは非常に危険という意味が含まれますので、安全対策上、こういうふうに自由にいろんなことをできるといようなこと自身が安全対策上、非常に無理があると、そういうふうに再度意見としてさせていただきます。

○事務局（尾川） 基本的に、屋上が危険であるとは思っておりません。昨今、リチウム電池やスプレー缶による事故は多々発生しております。ただ、危険だから市民が焼却施設の方に来られないということになると、ごみの持ち込みもできなくなってしまいます。やはり、そういった事故があったとしても、そういうところに波及しないような形を考えながら整備をしていくということになると思います。

先ほども言いましたように、いろいろな意見を出していただいて、その中で我々や事業者が取捨選択していくようなこととなりますので、別途、安全性はもちろん考えた上で、いろいろこれから考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○浦邊委員長 多くの意見・要望が出ていますが、この中からある程度、現実的に安全性とかを考えて、運営協議会が要望をされているというか、絞っていただけるといふことでよろしいですか。

○事務局（尾川） 運営協議会で絞っていただくというよりは、意見を頂いて、それを検討委員会の方でと考えています。

○浦邊委員長 こちらで最終的に。

○事務局（尾川） 地元の意見について情報提供をさせていただいて、契約方法とかはまだ決まっていますが、その段階での、考えの一助にさせてもらうようになると思います。

○井上委員 もう少し説明を増やさせていただきますと、この環境センターであるからこういうことが危険とか一言も言ってないんです。こういう粉砕をしたり、焼却するか、このオクヤですね、この上の部分が危険ではないかと、そういうのが含まれますよと、そういうことを言ってるんでね、正確に理解よろしくお願いします。

○荒井副委員長 例えば資料2について言えば、運営協議会の意見をそのまま記載しており、これを事務局が改変し、その意見の記載が無いということでは困るわけで、これは事実関係として載せていただきたい。

ただ、これらを実現することについては、井上委員さんがおっしゃっているように、安全性・経済性・費用対効果という点も考えていく必要があります、今後、事務局、あるいはこの委員会の中で十分検討していくという位置付けになるのではと思っております。

したがって、安全性の点も、今後、きっちり評価して、様子を見ていくのがよろしいと思いました。

○事務局（尾川） ありがとうございます。そのとおりでございます。

○浦邊委員長 資料3の減量化等推進審議会の意見等について、何か御意見はありますか。

容器包装リサイクル法に関連するプラスチックは是非やっていただきたいのですが、製品プラも収集しなさいということになると、受け皿や費用の問題などがいろいろ出てきますので、これから審議されるのでしょうか。

○事務局（尾川） 今のところ、製品プラまで含めるというようなところまでは議論できておりません。

○浦邊委員長　そして、この委員会では、今のところ、単独整備として進める。どういう方向になるのかまだ分からないですけど、広域化になってもプラスチックや選別設備は整備することになるのですか。それも広域化になる話もあるのでしょうか。

○事務局（尾川）　広域化については、何も見通せず、相手方がいない状況です。基本的に、資源化施設に関しては、西宮市との広域化検討の際もいろいろ検討しましたが、なかなかメリットが出ないのです。例えばペットボトルであれば、そのまま運搬すると、軽量であり、空気を運んでいるような状態になります。一方、圧縮後、運搬するとなると、バールを巻いた後、容リ協会が引き取るという状態であり、ほとんどの処理が終わっているということになってしまいます。

資源化施設というのは、広域化したからといってメリットが出ないというところもございますので、もし焼却炉が広域化になったとしても、資源化施設というのはここに建てるといえるのは出てくると思います。

○浦邊委員長　施設整備というと、焼却の有無はこれから検討していかれるのだろうと思うのですが、その他の不燃物とか、特にプラスチック。製品プラが入ると、容リプラだけの場合とは、面積の他、内容が非常に変わってきますし、例えばそれをこの委員会で、いわゆる容リプラはやっていくのではなくて、減量化の面で今の段階では早いというのか、製品プラのほうですね。今から考えていくとか、今回の整備ではやらないが、今後、製品プラまでやるというのか、その辺はどこがどう決めていかれるつもりなのか。

○事務局（尾川）　容リプラではなく、製品プラも対象にするかどうかは、どこで決めるかということさえも決まっておられません。ただ、製品プラを対象にしている自治体は、全国でも少ないという現実もございます。まずは、各市町の動向を見ながら判断していく必要があるのかなと思っております。

○浦邊委員長　動向を見て、芦屋市というか、事務局の方で見て、こうしていこうというか、方向を出されるのですか。

○事務局（尾川）　その際には、廃棄物減量等推進審議会で審議する可能性もありますし、容器包装プラが決まっているのであれば、それにプラスアルファで考えると思います。

○浦邊委員長　分かりました。

○荒井副委員長 2ページ目、プラスチック分別収集の実施について答申が出ていますが、この答申を見る限り、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、容リ法、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、これは製品プラであり、両方を対象にしていると読めます。

さらに、下から4行目“芦屋市として効果的・効率的なごみ収集・運搬・処理に係る方法”とあり、処理というのは資源化と焼却処理も入っているというように読めるわけです。よって、プラスチックを資源循環することによって、処理形態が大幅に変わる可能性もゼロではない。どこまでにどういう検討をするか、先ほどの令和15年という時期に合わせプラスチック資源循環の範囲や時期について明確にする必要がある。

焼却施設とプラスチック資源循環を合わせたようなスケジュールを作成しなければ、間に合わなくなるのではという気がします。

○事務局（尾川） ありがとうございます。

○大上委員 御意見ごもっともでございます。これまでのこの会議でも、私、所管部長として御説明させていただいていますとおおり、少なくとも3か年で作り上げる単独整備の方向性に基づく施設整備計画。この中では少なくとも今回の答申をいただいたことによりまして、今までどおり燃やすごみと一緒に収集し焼却してしまうという、その選択肢はなくなりましたということが一つあるかと思えます。

本市としましても、これまでの懸案課題でもございましたので、プラスチックの分別収集についてしっかりその方向性で検討していく。このタイミングでの昨年度のプラ新法を踏まえまして、先生方も御心配をいただいているとおおり、我々ももう少し時間が正直要るかな、法律の効果、先行事例の研究、もっと言えば企業側の動き、必要経費、そこら辺についてはもう少しぎりぎりまで時間が要るかなと。よって、この施設整備の検討委員会の中では、少なくとも分別を前提とした施設整備の計画をまず御検討をいただく中で、来年までを見込んだ上ですけど、せめて製品プラまで手を出すかどうかというのが大きなところという事を委員長からもいただいたところですので、それが次の判断のところかと。

加えますと、行政でプラ分別、実際にいついつからやりますとか、どういった内容でといいますのは、市のごみ処理基本計画の中にも反映し、議会でも御説明して、パブリックコメントもまた頂いたり、市民の方にも周知していく、これ必要のあることですので、市民の皆様にお手間もかかることですし、正しい分別をできるだけしていた

だくようにということと言えますと、やはり周知啓発の時間をしっかり取らなければいけないと思いますので、15年に施設整備ができたらスタートしますよとしましても、その内容をどうするか、もしくは収集したまま業者さんに持っていく形は取れるのかどうかとか、そういったところも含めまして、もう少し時間が要るかな。もしかしたらこの3か年で作っていただくこちらの計画には、はっきりとした答えのない状態で例えば製品プラも可能であるかのような想定での計画にならざるを得ないこともあり得るかなというところで考えております。

○浦邊委員長 指定ごみ袋制度に移行されると聞いています。説明会も大変だと思います。プラごみは別の指定ごみ袋にするのか、もしくは、燃えるごみ・燃えないごみも同じ指定ごみ袋を使用されるのかなど、各市で一番大変な努力を伴うのは、市民説明会で合意を得て収集体制を変える場合です。いろいろな御意見が出てきて、それをまとめるのは簡単ではなく、方針を決める場合、少なくとも説明会を各自治会で2回・3回、1年・2年とかいうのがよく聞く話ですので、この3年間で施設整備に反映し、それを受けて今どうするのかというようなことは非常にタイトなスケジュールになろうかと思いますので、一刻も早くどこかで方向を決めてと思います。

○井上委員 今、安全衛生管理計画に入りかけてたんですけども、その2ページ目のところで、爆発対策とあるんですね。ここのところでポイントになるんですけども、低速と高速という問題が起こってくるんです。芦屋市の場合は結局、低速でやって、全部燃やしてるわけなんですね。だから、そこら辺のところも踏まえますから、本当にこの、私と名前一緒なんで、これ悩ましいんですけども、この会長さんと混同されると困るんですけど、こちらは。しっかりとやっとなないと、これ、非常にもめてしまうと思いますよ。この人、文面だけで判断したらいけませんけども、分かっておられるんですかね。そういう意のコメント、ちょっと浦邊委員長、発言させていただきました。

○浦邊委員長 我々は施設整備について考えています。収集の問題などは、基本的にはある程度方向が決まって、施設整備に進むという方法が普通は多いのですので、そうでは無い状態で、施設整備をというのはなかなか難しくなるのだろうと思います。単独整備ということで委員会としては進めていくということで、やはり少しずつでもいいですから、整備の方向性だけはきっちりと思います。

市長交代により、市長の新たな方向性というのがこれからまたどんどん出てくるのか、それとも、前市長をそのまま引継ぐというようなことではないと思いますが、選挙公約等にも少し書いてありましたが、多分、新たな方向を出されるのか、その辺が全く闇雲になっていくと、この委員会自体もなかなかどういうように持っていくのがいいのか分からないところまでありますので、少しでも早く方向性だけでも分かるような格好で事務局が進めていけるよう願っております。プラスチックをどうするかという問題があり、さらに先ほどの諮問・答申にありますように、リサイクルだけではなく、資源化も含め考えていきますという方向になると、それを受けての施設整備という手順にどうしてもなりますので、お願いしたいと思います。

○事務局（尾川） 冒頭に説明させていただいたように、単独整備には令和15年度という目標年次があり、それを超えてしまうと、平成8年から稼働しておりますので、37年間焼却炉を使うこととなります。いろいろな文献を読みますと、長寿命化工事を実施した状態で平均30.5年、実施していないと大体20年ぐらいの耐用年数と言われております。37年というのは、かなりのリスクをはらむこととなります。

広域化というのは、市長が言われているように、確かにいろいろな面でメリットはございますので、それはそれで検討の余地はあると思います。ただ、この単独整備というのを止めてまで、後ろ倒しにして広域化の検討を行いますと、広域化にならなかった場合、本市のごみを自前で焼却できなくなるというような危惧がございます。

よって、この検討委員会は、基本的には単独整備というのを前提として進め、確かに市長の考え方や他市との絡みで方向転換する可能性はございます。ただ、そうなったとしても、先ほど説明させてもらったように、資源化施設に関しては整備をしなければならないし、容器包装プラに関しては、近隣市ではほぼ実施されております。もし広域化になったとしても、本市だけプラを混在した状態で燃えるごみとして持ってくということはできませんので、プラというのは審議会からも御意見・答申を頂いているように、分別していくということを基本方針として、ただ製品プラに関しては、まだ深い研究ができていないため、申し訳ないのですが、そういう形で進めさせていただきたいと思っております。

○大上委員 それと加えましてですけれども、委員長、御心配をいただいておりますように、審議会からの答申ですけれども、これは検討委員会に対して進めてくださいよということでは決してございませんで、行政に対してのところですので、会長がおっしゃっ

ていますように、市として、できるだけ早く、少なくともプラ分別の具体手法ですとか、周知・御意見伺い、そういうところも含めたスケジュールの確定と、その中でもこの検討委員会の中に優先的にまずここだけでも決まらんと結構大きく変わるよというようなところのまた意見をいただきながら進めていくことになるのかなど。そこはしっかりしていきたいと思っております。

また、市長とも話はしてきておりますが、今の段階で例えばこの単独整備の方針、方向性を一旦止めてですとか、保留して広域化の検討に移るということにはなっておりません。そこは我々も、事務局が申し上げたような理由で、市民の方に向けて、万が一、焼却場が古くて市民の方のごみを焼けなくなるというのは一番危惧するところですので、そこはしっかりと。ただ、委員の皆様にはやっぱり御心配、どっちになるのだろうかみたいなところで、モチベーションもそうですし、事務局自身もつらいところではあるのですけれども、他の会議でもお願いしております、今この方向性で、これも結構スケジュールがばんぱんですので、しっかりと御議論いただけたらと重ねてお願いするところです。

○浦邊委員長 時間的にも少し押している感じですので、次の議題、資料4について御説明をお願いいたします。

○事務局（荒木） 資料4の安全衛生管理計画をお願いいたします。

1（1）安全衛生管理に関する法規定です。新たに整備するごみ処理施設を運営する上で、当然のことですが、事業実施者が災害防止について責任を持って取り組むことが必要となっています。そのために適切な維持管理、安全衛生管理に努めるとともに、関係法令に基づいて労働者の安全や健康の確保、作業環境にも配慮し、快適な職場環境を形成する必要があります。以降に、これらの関係法令を記載しています。労働安全衛生法以下、関連の規則になっております。

次に、（2）安全衛生管理体制の整備ですが、労働災害防止について、各事業所の実情に即した管理体制を整備する必要があります。具体的には表1のとおり、資格者は労働者数に応じた規定での体制を確立する必要があります。

次の施設の安全対策です。（1）火災・爆発対策のうち、まず1）の火災対策。最近発生事例のあるリチウム電池等の混入による火災、これを防止するため、処理前の選別を実施し、処理ラインに投入された場合には、確認可能なセンサー等を設置し、消火設備等を整備します。特にコンベヤ内の火災は被害が大きくなることが多いため、

コンベヤ内に散水し、消火可能な設備を整備します。また、破碎選別物の貯留箇所での発火が懸念されるため、センサー及び消火設備を整備します。最後に、ごみピットについても火災に対する消火対策として、ごみピット全域に散水可能な放水銃等を整備することとします。

次、2) 爆発対策です。事前の展開選別を確実に実施し、爆発要因となる品目を除去します。破碎処理時の対策としては、破碎機を鉄筋コンクリート造建屋内に独立整備し、万一の爆発時においても周辺機器への影響を軽減します。破碎機内部には不活性ガスを吹き込むことで酸素濃度を低くし、可燃性ガスの爆発限界以下とする等の設備を導入、また爆風の排気口は建屋上部に設置し、他設備への被害軽減を図ります。

次のページの(2) 場内の適切な車両動線の確保についてです。1点目、市民と事業者の車両動線は基本的に交差を避けた一方通行、遮断機や一旦停止を適所に設置し、可能な限り分離して走行できるようにするなど、十分に安全性を考慮した検討を行います。燃料・薬剤等の搬入、また資源化物の搬出の動線を明確にすることで安全性、利便性の高い動線を検討します。様々なサイン・標識等を整備し、施設外に待機車両が発生しないように、施設内に取り込み可能な配置計画とします。

3 運転管理時の労働・作業環境として、(1) の1つ目、建屋内の高温となる箇所は、換気設備を整備し、外気を取り入れることで作業環境の改善を図ります。焼却炉内でのほこりや粉じんの多い環境下での作業の後、体の洗浄が可能なエアシャワーを整備します。著しい騒音や振動が発生する機器類に対しては、専用室に設置する、またはサイレンサーの設置等、必要な対策を講じることとします。

次は、ダイオキシン類ばく露防止対策に基づく作業の厳守です。2点目、対策として、保護具、健康管理等のほか、女性に対する就業上の配慮が規定されています。また、濃度測定を実施し、現状を把握していく必要がございます。

最後に、有毒ガスに対する安全対策です。飛灰の重金属の溶出防止を目的として添加するキレート剤により、二硫化炭素発生の可能性があるため、換気設備を整備し、定期的に濃度測定を実施し、安全確認を行います。また、アンモニアガス等を使用する場合、検知器等を設置し、安全確認の上で作業を行います。

次のページ、4、自動化・省力化の点です。(1) 自動化設備の導入としては、ごみクレーンの自動化、また遠隔での操作、監視ができる制御システム、また故障に対し自動的作動する安全装置の設置を検討します。安全装置の作動時には、中央制御室に

自動的に警報及び履歴を表示・記録するシステムを取り入れ、機器異常の早期発見が可能なシステムとします。

(2) 省力化の促進では、資源化施設では各設備の共有化を進め、機器数等を削減し、省力化、コスト削減を進めます。

○浦邊委員長 ありがとうございます。資料4について先ほど井上さんからありました。

○井上委員 先ほどのプラスチックと連動するんですけども、2ページ目、爆発対策、この2行目のところの粉碎機を鉄骨コンクリート造建屋内に独立とあるんですけども、芦屋市の場合は低速のみでやってるんです。高速は入れてないんです。今後、高速入れる、低速入れるというような議論もあるかと思えますけども、私はもう低速のみでいいと思います。理由としまして、高速になればなるほど非常に粉碎機が事故率、高まりますのでね。それと芦屋市の9万人という人口からいけばですよ、せいぜい70トンの破砕をしないとわけですから、低速で十分かなと思っております。その場合に、この粉碎機は低速運転と、こういう表現ですね。

それと先ほどの2回のところで書いてますけども、鉄筋コンクリート構造とし、荒井副委員長に言うていただいて、鉄骨構造と、これを入れたわけですから、この鉄筋コンクリート造り、これに絞り込むということは、これ、生コン業者が喜ぶ表現になりますので、これは副委員長がおっしゃったように、鉄筋コンクリート構造もしくは鉄骨構造という表現が非常に誤解を与えないと思います。

○浦邊委員長 今の御意見について、事務局の方で何かありますか。

○事務局（尾川） 破砕機に関しましては、確かに現状では低速しかございません。実際、粗大ごみ、不燃に関しましては低速で対応していますので、確かにそういうような御意見はご最もだと思います。

ただ、確かにこういう形で囲ったほうが安全性も高まりますし、万一の爆発時においても周辺への影響を軽減できるというところを踏まえまして、このような条件にさせていただきます。

○井上委員 万一の爆発時と書いてますけど、万一の爆発が起こったら駄目なんですよね、はっきり言うと。そういう意味でこれ言ってるんですか。

○事務局（尾川） 破砕機にかける前に、基本的には全て目視で確認を行い、破砕が可能かどうかについて手選別をしておりますので、起こることはないということです。

また、プラスの安全策として、万が一の爆発時においても影響を軽減するような施設があれば大丈夫でないのかなと思っております。

○荒井副委員長 破砕機の件についてですが、一般的には高速破砕機を使用し、大きなおもりが回転しているところにごみを入れる。特に、粗大ごみの破砕に使っているというケースが多いかと思えます。

爆発対策として、今まで言われていたのは、スプレー缶が高速破砕機に入ることによって火花が飛び、缶に残っているガスが爆発するという事故が結構ありましたが、最近の施設では、低速破砕機と高速破砕機を併用しているような形態になっており、低速破砕機ではスプレー缶が混入しても、じわじわ潰れますので、ガスが抜けて爆発することはないということになるかと思えます。

破砕機を鉄筋コンクリート造建屋内に独立して整備してというのは、イメージがあまり湧かないような記述であるため、コンクリートで周辺を囲ったような部屋をつかって、その中に破砕機を収めるということですので、それが分かるような表現に工夫すればよろしいかと考えます。建屋全体が鉄筋コンクリート造で、そこにつくるから大丈夫というように聞こえますが、単独で囲うような形もあり得る話ですので、その辺は整理された方がよろしいかと思えます。

今一番問題になっているのはリチウム電池で、住民の皆さんに幾ら分別をしてもらっても混入しますし、持ち込まれた時に排除しようとしても完全に排除しきれない状況であり、あちらこちらで事故が起きていることは事実です。やはり、住民の皆さんに対する周知と、入ってきた時にできる限りの点検・検査をして、リチウム電池を中に入れないということが重要なのかなと思えます。

○事務局（尾川） ありがとうございます。そのような表現に変更させていただきたいと思っております。

○井上委員 次のページの3ページ目ですね。有毒ガスに対する安全対策ということですか。このところで、1行目ですね。キレート剤です。キレート剤の種類によると。キレート剤というのは2種類ありますので、そういう害の発生しないピペラジンという材質に絞られたほうがいいと思えます。それとキレート剤の選定に留意とありますけども、キレート剤の選定をするとともにということで、留意はあり得ないと思えます。これはもう今言ってますように、環境省のほうから環廃対143号で資料出ておりますので、十分に参考にさせていただきたいと思っております。以上です。

○浦邊委員長 よろしいですか。

○事務局（尾川） 御意見としていただいております。

○井上委員 いや、御意見というか、しなければならぬって通達が出てますよ。はい。

○大上委員 この計画では、当然、労働環境・作業環境の安全性の担保というのは、まさしく市民の利用者の方々の安全にもつながることで、こうした整備の中では一番大事なところかと思っています。

挙がっている項目等は、それはそうやね、それはそうやねということと思うのですが、どうでしょう、これは当然最新の知見ですとか、他の施設の状況とかも研究された上でこれができていると思うのですが、何かこの間、新たにといいますか、昨今の状況とか、技術革新の中でとか、法改正の中で、現状と比べた時に新しい施設整備に伴って付け加わったというか、強化されたというか、新たに加わっているようなことは、この中に1つ・2つ挙げてもらうようなことはできるのでしょうか。

○事務局（尾川） 新たにというのは、先ほど荒井副委員長からもありましたように、リチウム電池やスプレー缶の関係でいろいろ安全対策が行われているということと、後に出てきます水銀対策です。これまで、水銀に関しましては特に規制がありませんでしたので、その辺に関しては新しい項目として挙がってきています。

○大上委員 はい、ありがとうございます。

○井上委員 このキレート剤の選定に留意するという、それと添加するということは、これ、キレート剤、今言ってきましたように、平成14年2月18日に各通達が出てるんですね、課長通達が。環廃対143号で書いてますので、この表が適切でないと思います。

○事務局（尾川） 重金属安定剤に関しましては、他の薬剤との相性もございませぬ。そういうのも踏まえまして、どのようなキレート剤を使うのかというのは検討していきたいと思っております。

○井上委員 先回りして言いますと、キレート剤で、結局、ジチオカルバミンというのを使ったらよくないと、悪いことが起こり得ると書いてるわけですから、素直に認められたほうがいいと思います。委員長、これ資料です。渡しときます。

○事務局（尾川） その通達等をもう1回確認させていただいて、検討していきたいと思っております。

○浦邊委員長 キレート剤そのものが、あまり効果がないというような埋立地での検討結果も聞いております。長期においてはあまり効果が無いとか高額であるなどの意見があるようです。どれが一番いいかというのは難しいところです。

資料4について、その他、何かございますか。非常に重要な項目であり、この施設整備の中では、次の資料5と同じく非常に最重要課題の一つになるかと思えます。

それでは、資料5について御説明をいただいて、御議論をいただきたいと思えます。

○事務局（荒木） 資料5、公害防止計画をお願いいたします。

これは焼却施設及び資源化施設に関わる各規制基準となります。排ガス、排水、悪臭、騒音、振動、ばいじん等の計6項目について、関係法令によるものを整理し、市として定めるものを検討しています。少しお時間をいただき、説明をさせていただきます。

1つ目、排ガス。(1) 関係法令の排ガス中のばい煙、水銀及びダイオキシン類は、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法など、基準値以下とする必要がございます。ばい煙の中の窒素酸化物、大気汚染防止法において施設の種類及び規模ごとに定められています。施設の種類はストーカ式焼却方式であるため、着色部のとおり、250ppm以下となります。

(イ) 硫黄酸化物。大気汚染防止法において地域別で、次の表-2のとおり、K値が定められており、排出量は記載の算定式に基づき算定します。枠囲みのとおり、参考として試算しています。

次の(ウ) ばいじん。焼却炉の処理能力は時間当たり2トン未満であるため、着色部のとおり、基準値は0.15g/m³N以下となります。

(エ) 塩化水素は、体積換算で430ppm以下となります。

②の水銀は、排出基準値は表-4のとおり、30μg/m³N以下となります。

次のページ、ダイオキシン類につきましては、排出基準値は表-5のとおり、5ng-TEQ/m³N以下となります。

④一酸化炭素。ダイオキシン類発生防止等ガイドライン及び維持管理基準において、その排出基準値が定められています。このように法やガイドラインに基準値が定められています。

次のページ、他施設の自主基準値を調査しています。平成24年度以降に建設事業を開始した全国の50から150トンの施設規模のごみ焼却炉における自主基準値の設定事例の調査結果をまとめました。

なお、各自治体ホームページより確認を行い、自主基準値が明らかでない施設については除外しています。

次のページの表-7を御覧いただけますでしょうか。表の下、施設数は51施設ございます。最大、最小、中央での値、そして最頻値を記載しています。これらを参考にし、次のページのとおり、本市での各基準値（案）を検討しています。

（3）新ごみ焼却施設の協定基準値（案）です。現在の環境処理センターについては、施設の供用開始前の平成6年11月、地元の芦屋浜自治連合会と公害防止協定を締結しています。1列目はその協定当時の法令等による基準値、2列目は協定した基準値です。法令等による基準値よりも厳しい値となっています。そこで今回の新しい施設に関するものです。次の列の先ほど説明した法令等による基準値、そして、その次が協定基準値（案）です。窒素酸化物、硫黄酸化物は現在と同一、ばいじんは法令により基準値が変更されていますが、各施設を調査した最頻値を参考に0.01以下としています。塩化水素は現在と同一となっております。全水銀は現在の協定値はございませんが、法令により基準値及び最頻値を参考に30以下としております。ダイオキシン類についても協定値はございませんが、法令による基準値及び最頻値を参考に0.1以下という基準を考えております。

次に、排水です。（1）関係法令では、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法ですが、同処理センターでの排水は、下水道への放流を検討しており、直接施設外への放流はしないため、水質汚濁防止法等は適用されません。

お手元の資料で、一部、“下水道法放流”という記載がありますが、誤りです。

（2）協定基準値は、ごみ処理過程で発生するプラント排水のうち、ごみピット汚水は炉内噴霧とし、ほかの汚水は排水処理後、放流基準値以下とした上で放流する予定となっております。その排水基準値は、下水道法に基づき、次の表-9・10のとおりとなります。なお、施設から出る排水は外部に排出しないことから、排水自体の協定基準値は設定しないこととしています。

次の9ページ、3、悪臭になります。（1）関係法令は、悪臭防止法他です。敷地境界線上における規制基準値は、次のページの表11、右側の一般地域です。また、②の気体排出口では、表-12のとおりとなります。

次のページの（2）は、協定時点での法令による基準値と協定している基準値です。協定基準値（案）は、悪臭防止法等における規制基準値、表-11・12のとおりとします。

続きまして、次の4、騒音についてです。(1) 関係法令は、騒音規制法他では、基準値の範囲は表-14のとおり、区域、時間帯別に定められております。ここの浜風町は、第2種区域に該当します。現在の協定値は表-15のとおりとなっております。

(3) 協定基準値(案)は、(1)のとおり、騒音規制法等における規制基準値としてしています。

次のページ、5、振動に関してです。(1) 関係法令は、振動規制法他で、基準値の範囲は表-17のとおり、区域、時間帯別に定められております。環境処理センターは第1種区域に該当いたします。現在の協定値は表-17のとおりです。そのため、(3) 協定基準値(案)は、(1)のとおり、振動規制法等における規制基準値としてしています。なお、低周波振動については問題を発生させないレベルとします。

続きまして、15ページの6、ばいじん及び焼却灰等の規制基準になります。関係法令は、省令、ダイオキシン類対策特別措置法で、基準値は表-20・21のとおりとなっております。現在の規制基準は、次のページの表-22のとおりとなっております、規制基準値(案)については、17ページの表-23・24のとおりとします。

長くなりましたが、説明は以上となります。

○浦邊委員長 ありがとうございます。数値の羅列みたいになって非常に分かりにくいところがあるかと思いますが。

○井上委員 これも環境省ですね。衛環251号が出ております。具体的に4ページ目ですね、一酸化炭素。表6、一番下のところですね。維持管理基準100ppm以下、備考のところ、この環境省の衛環251号によりO₂12%換算値の1時間基準、これを入れていただきたいと思います。もし資料がなければ読み上げますけども。事務局どうですか。

○事務局(尾川) このCOが12%換算の酸素濃度平均値ですね。

○井上委員 根拠としてはね、今言ってますように、衛環251号のこれ通達来てますから、御参考にしてください。これが漏れてるということです。

○事務局(尾川) 確認させていただきます。

○井上委員 いや、もうここに資料があるから、帰りに渡しますよ、よかったら。

○荒井副委員長 法律に記載されているということは、法律に基づいて明確にすればよいことですので、確認していただいて、必要であれば入れてもらえればよろしいと思います。そういう意味で、資料があるなら貸していただいて。

○井上委員 もちろん。

○島津委員 7ページ表-8、現行施設のばいじんの基準値は、随分と厳しい内容で協定されているということであり、新施設は協定基準値（案）とされていますが、経緯が分からなく、随分、十分に厳し過ぎるぐらいに厳しいため、新施設もその基準にするという考え方なのか、ばいじんでは、さらに厳しくされていますので。見え方として、新施設になれば、何かよくなるように感じますので。協定に無い水銀の基準は50、今回は、法令30で、協定基準値(案)30の同一です。限界ぐらいまで厳しくしているということであれば、適切かとは思いますが、市民から見ると、頑張れるのなら、頑張っしてほしいと言われるかと思います。

また、悪臭は、表-11・12と一緒ですということは、規制基準と一緒ということ。これに関しては、ばいじんのようには厳しくするのではなく、法令どおりにしますということであり、聞く側としては、もうこれ以上厳しくすることはできないため、法令どおりですという、考え方を教えてください。

○井上委員 今、島津委員の発言がありましたけどね、令和3年にこの環境調査結果というのを芦屋市は出してるんです。この1ページ、ここですね。尾川さん知ってますよね、この資料。それでいきますとね、西宮市は窒素酸化物ですね、ppm、これが50、大阪府は20という数字出ておましてね、この60ppm以下というのは甘いんです。ですから、もう少し50とか、少なくとも最低に合わせたほうがいいのかと思います。

根拠としましてね、今後は名神高速道路ができて、接続で交通量が増えてきます。それで、今、昨今、話題になり始めてるのは光化学スモッグですね、ダイオキシン。これが非常に出てきておりますので、そういうのも踏まえて50にしたほうが良いと、そういうふうに考えております。

それと島津委員が言ったように、悪臭の問題で、これは数値でやってるんですけども、そういう人間が嗅ぐことによって感じる臭気指数ですね、これを入れていただいたらなと思います。具体的には、名前を言えって言われたら言いますが、浜風町で月曜日の朝になると臭いがするというのを聞いておりますので、そういう人体のサンプル調査、そういうのをやっていただきたいと思います。

それと最後に、荒井副委員長じゃないですけど、13ページ・14ページ、2か所、15ページ、1か所、これ、時間帯というのが抜けてますので、これを入れていただきたいと思います。表-14は入れてますよね。芦屋市の環境の基準がこれ抜けてるんです。入れてください。以上です。

○事務局（尾川） まず、島津委員の質問に答えたいと思います。

7ページの協定基準値というのは、国の基準は、例えば窒素酸化物であれば250ppm以下というものです。これを見ると、かなり厳しい値となっていると思います。ただ、この数字の根拠としましては、6ページの表-7、平成24年度以降で全国の施設における自主基準値、色付けしている最頻値を参考にさせていただいております。例えば、窒素酸化物であれば、最頻値は100、平成8年に供用開始した現在の既設の焼却炉におきましても、住民協定値として60以下となっていますので、もともと厳しくしているものはその値を採用させていただいております。硫黄酸化物につきましては、最頻値は50となっていますが、既に20以下という基準で運用しておりますので20以下。ばいじんに関しましては、最頻値0.01以下、基準値0.02ですが、最頻値を採用し0.01で考えております。水銀に関しましては、平成8年当時、規制はございませんでしたので、新しい焼却炉に関しましては30 μ g/Nm³以下ということになっていますので、その値を採用させていただいております。臭気に関しまして、12ページ、基本的には国の規制・基準値と同じ値を現在も採用させていただいておりますので、それを踏襲したいと思っております。

○井上委員 いいですか。具体的にそういう臭気指数って御存じですか、尾川さん。

○事務局（尾川） 知っています。

○井上委員 その臭気指数があつて、具体的には浜風町の15番とか17番とか、そういう話聞いてますので、それを取り入れていただきたいと思います。実名出せうたら実名出せますけど。

○事務局（尾川） 現状におきましても、処理センターでは、臭気を敷地境界で年1回測定しております。運営協議会で毎回、異常が無いということを示させていただいております。

○井上委員 そしたら、どうして私のほうにそういう耳に入るんですかね、臭いというか。

○事務局（尾川） その臭気というのは、どこが由来のものかというのは、ちょっとまだ実際見て、臭ってみないと分からないと思うのですが。

○井上委員 分からなければ、そういうのを事前にやっといたほうが効果的だと思いますが。

○事務局（尾川） 基本的に処理センターが原因であれば、敷地境界、一番多分臭気が高くなるという状態ですので、そこで異常が無いということは、毎年検査させていただいておりますので、基本的にはそこから臭気が薄れていくという考えになりますので、

実際の現場というのが我々把握してないため、ちょっと分かりませんが、敷地境界で測定することが正しいのかなと思っております。

○井上委員 今、現場を見てないという表現してましたけど、よければお連れしますが、いかがですか。

○事務局（尾川） 現場は行かせていただければと思います。

○井上委員 時間とか言うていただけますか。

○事務局（尾川） ちょっと今、ここでは予定が分からないので、また連絡させていただきます。

○浦邊委員長 臭気については難しい問題で、数値自体がどうのこうのという以上に感覚的な関係であり、ごみ収集車が通行しただけで苦情が入ることもあります。感覚的なものは、なかなか難しいため、敷地境界での数値というのが一つの基準になってくるのですが、これで守られたから、全て問題が解決するというわけではないのがこの難しさです。こうした苦情は、ごみが一番原因とされやすいため、対応されておいた方がいいかとは思っていますので、よろしくをお願いします。

○河野委員 設備の詳しい方式が分かっていませんが、7ページ排水基準（2）新ごみ焼却施設、2行目“ごみピット汚水は炉内噴霧を採用し”とありますが、新しい施設になるとこうなるのか、現在もそうなっているのか。

また、下水道基準に合わせ、次のページの表の基準値内で処理をした後、下水に流すということだと思うのですが、8・9ページ、表に数値が羅列されていますが、見たところ、県条例と下水道法施行令の基準値がほぼ同じで、違うのはトリクロロエチレンだけ、県条例が緩いと見たのですが、下水道法施行令の数値に合わせて流すという理解でいいのか教えてください。

○事務局（尾川） 基本的には下水道法施行令に沿っていきたいと思っております。

現在、ごみピット汚水に関しては炉内噴霧で、下水道に流さない方法を取っています。

新焼却炉につきましても同じような方法で考えております。他の排水に関しましては、水処理を行った上で下水道放流になると思います。

○井上委員 今、河野委員の表現を受けて、7ページ目ですね。新ごみ焼却施設の協定基準値、下から2行目ですね。これにより、新ごみ処理施設から出る排水は外部に排出しないことから、排水の協定基準値は設定しませんと。この協定基準値というのは、

(1) のところで排水は、現在ですよ、下水道放流をしておるとい形ですから、協定を結んでるんで、それを基にやるという形になるから、協定基準値は設定しませんって、整合性が合わないんで、これは外しとけばいいと思いますけど。

○事務局（尾川） 排水は、川や海に流さないということで下水道に流しますよという意味の表現です。新ごみ処理施設から出る排水は外部に排出しない、下水道には放流するものの、川や海に直接放流はしないという方法です。

よって、排水の協定基準値、いわゆる川や海に放流する際の協定基準値は設定しないということです。

○井上委員 はい。協定基準値は認めて、下水道の直接放流基準になるという表現のほうが正確になると思うんですけど。

○事務局（尾川） そうですね、排水の協定基準値は設定しませんというよりは、下水道の基準値を満たした状態で下水道に放流するという表現に変更させていただきます。

○井上委員 それとですね、11ページ目ですね。②気体排出口、このところで、そういう稼働しますと白煙というのが出てくるんですね、荒井副委員長、御存じだと思いますけど。水蒸気ですね。だから、こういうようなことが出ますので、②で、別枠として③ですね。要するに、その項目入れて、白煙防止はしておりますという形で入れられたほうが住民感情としていいと思います。これ、結構、東京都で問題になりましたよね。

○荒井副委員長 最近は、白煙防止装置を付けないケースが増えてきています。

○井上委員 だから、それを受けて、今言ってるように、水蒸気ですよと、そういうような、実質的には水蒸気なわけですからね、そのような心配要らないですよと、住民の皆さんと。

○荒井副委員長 排ガスの項目に入れてはどうですか。ここは悪臭の項目であり、敷地境界上と煙突の上部での制限の両方を記載しています。白煙については、排ガスの範疇に入ります。中身が水蒸気のため、特に防止措置は取らないとか、そういう記述でいかと考えます。

○事務局（尾川） そうですね、排ガスの項目に、白煙防止、水蒸気であるため特に問題はないのですが、住民から何か出ているという苦情が来ることもございます。

○浦邊委員長 現在は、発電をしていないため、白煙防止を行ったとしてもエネルギー的に問題は少ないと考えられます。新焼却施設では、発電を計画しているため、エネルギーの観点からは白煙防止はしないという方向でよろしいですか。白煙防止をしないと言わないでしょう。

○事務局（尾川） 市から措置は必要であるとは、要望しないつもりです。

○井上委員 だから、技術的にはそういう白煙があるという意味を正確にするというので入れといたほうがいいと思います。技術的に害がないわけですからね。

○荒井副委員長 排ガスの項目に、白煙防止装置は設置しないと書いてけばいいでしょう。

○事務局（尾川） はい、そうします。

○浦邊委員長 ほぼ、最終に近い状況での公害防止基準になっているようですので、この規模としては相当良い。ダイオキシンの基準について、炉の大きさがはっきり確定していませんが、1炉48トン以下になりそうな感じなので、ダイオキシン基準は0.1とされ、相当厳しくするというイメージはできています。全般的には、先ほど島津委員が言われたように、非常に厳しくされて、御理解をいただけるのではないかと思います。

アセスの関係からも排出基準にしていこうとしているわけですので、御議論をいただき、お認めをいただくようお願いします。

資料5についてはよろしいですか。資料1から資料5までの審議をいただいたということで、何か全般的にバランスがよくないというような部分があれば、御質問・御注意をいただければと思います。

○井上委員 先生の御専門のオキシダントというんでしょうか、これ、昨今、増えてきている傾向があると言われてるんですけども、そういう具体的な効果とかあるんですかね。

○浦邊委員長 全般的に言えば、バランスが取れているように思います。これも皆さんの意見が生きているのではと思いますけども。少し、まだ方向性がはっきりしてない点がありますが、基本的な考え方は、どうなろうが変わらないと思います。

ただ、プラスチックへの対応があったとしても、一応、良い方向に向かうと思います。発電で、さらに熱回収できるのかの目標は立てた方が良いでしょう。プラスチックごみの量の問題というのと、この公害防止とは、あまり関係は無いと思われませんが、このくらい厳しい公害防止要件を設定しても、十分対応が可能だろうと思っています。今日、御意見をいただいている委員、特に何かございますか。

○大永委員 日常的にというか、公害防止協定に基づく点検をさせてもらっていますので、この基準が大幅に見直されるとかいうのがなく、厳しい方向はそのまま維持されるという方向ですので、とりあえずこのままで行けばいいかなというように思っています。

臭いの問題は、この地域だけの問題ではなく、東灘から流れてくる臭いもあったりするので、ちょっと具体的な話の中では、今まで何度もありましたけども、どこがというのは特定できない原因が多かったのも、そこら辺が今までの中では意見が通ってなかったというか、分からないままになっている状態ではあります。どこかで原因が分かればよいのですが。住宅地ですので、処理センターから出る臭いがあるのであればそうかもしれないし、他から流れてくるものかどうなのかというのは、ちょっとまだ検証できてないと思いますので、課題ではあると思います。以上です。

○浦邊委員長 ありがとうございます。その他、何か御意見ございましたら、御注意とかがございましたら。まだ、若干時間ありますけれども、その他なければ、いわゆる事務局にお返しします。

○事務局（荒木） 次回、第6回検討委員会は、8月上旬、お盆休み前での日程でお願いしたいと思います。事務局からは以上です。

○浦邊委員長 それでは、これで本日の会議を終了させていただきたいと思います。
ありがとうございました。

以 上